

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和3年4月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000452号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100001号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年12月29日から昭和48年1月5日に訂正し、昭和47年12月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和47年12月29日から昭和48年1月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和47年12月29日から昭和48年1月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年12月29日から昭和48年1月5日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当該期間も同社に継続勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務(A社B工場から同社C工場に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、事業主の回答から、昭和48年1月5日とすることが妥当であり、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和47年11月の記録から、6万8,000円にすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和47年12月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000502号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100002号

第1 結論

請求者のA社における平成23年10月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年10月から平成24年8月までの標準報酬月額については36万円から41万円とする。

平成23年10月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年10月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年10月1日から平成24年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された、請求者に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(41万円)及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(41万円)は、いずれもオンライン記録において確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年10月から平成24年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年6月11日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年10月1日から平成24年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000801号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月16日から同年12月25日まで

A社への入社は辞退しており、ボランティアとして数日間出社していたものの、勤務はしておらず、請求期間が同社における厚生年金保険被保険者期間とされているのは納得できないので、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を取り消してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成30年11月29日付けの通知を受け取った。

今回、新たに資料を提出し、当時の状況を説明するので、A社に係る請求期間の厚生年金保険被保険者記録を取り消してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A社から提出されたタイムカード及び給与の明細並びに請求者の陳述により、請求者が、請求期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く6日間、同社に出勤していること及び請求者に対して報酬が支払われていることが確認できること、ii) 請求者について、請求期間に係る雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の被保険者記録が確認できること、iii) 同社から提出された請求者に係る平成25年12月24日付けの退職願には、同日に退職を希望する旨の記載が確認でき、オンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者記録と一致していること、iv) 同社の事業主は、請求者を正社員として雇用した旨陳述しており、請求者の同社における雇用形態は、厚生年金保険の適用除外には該当していなかったことがうかがえること、v) 請求者はボランティアとして同社に出社すると意思表示をしていた旨主張しているが、同社からは、請求者が請求期間においてボランティアであったことをうかがわせる回答はないことから、既に平成30年11月29日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、書面を提出の上、当時の状況を説明し、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録の取消しを求めて2回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から提出された書面には、請求者がA社への入社を辞退したことをうかがわせる記載はなく、請求者は入社していないにもかかわらず退職願を記載した経緯を説明しているものの、上述のとおり、退職願のほかにも、請求者が同社に勤務し、同社に係る厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情があることから、請求者が提出した資料及び説明では当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。